【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月28日
【会社名】	加藤産業株式会社
【英訳名】	KATO SANGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　加　藤　和　弥
【本店の所在の場所】	兵庫県西宮市松原町９番20号
【電話番号】	(0798)33－7650（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　　神　月　豊
【最寄りの連絡場所】	兵庫県西宮市松原町９番20号
【電話番号】	(0798)33－7650（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長　　神　月　豊
【縦覧に供する場所】	加藤産業株式会社　東京本部 （東京都大田区大森中１丁目２番28号） 加藤産業株式会社　中部支社 （愛知県一宮市明地字南茱之木25番地２） 加藤産業株式会社　南近畿支社 （大阪市住之江区柴谷２丁目１番49号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年12月22日開催の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

①株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金23円

総額　　842,513,138円

②剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　4,300,000,000円

②減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　4,300,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役として、加藤和弥、福島和成、木村敏弘、神月豊、山中謙一、太田尚史、中村考直、菅公博、日比啓介、宮井真千子、八十川祐輔の11氏を選任するもの。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役として、相良広基、山村幸治、森内茂之の３氏を選任するもの。

第４号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役の治居義継氏及び小林隆夫氏並びに退任監査役の弥谷惠太郎氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任するもの。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	賛成率（%）	可決要件	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	325,622	61	21	98.65	（注）1	可決
第2号議案 取締役11名選任の件						
加藤 和弥	302,341	23,342	21	91.60		可決
福島 和成	307,946	17,737	21	93.30		可決
木村 敏弘	307,947	17,736	21	93.30		可決
神月 豊	307,946	17,737	21	93.30		可決
山中 謙一	307,948	17,735	21	93.30	（注）2	可決
太田 尚史	307,947	17,736	21	93.30		可決
中村 考直	307,948	17,735	21	93.30		可決
菅 公博	307,924	17,759	21	93.29		可決
日比 啓介	307,933	17,750	21	93.29		可決
宮井 真千子	324,863	820	21	98.42		可決
八十川 祐輔	307,769	17,914	21	93.24		可決
第3号議案 監査役3名選任の件						
相良 広基	301,113	24,569	21	91.23	（注）2	可決
山村 幸治	317,518	8,164	21	96.20		可決
森内 茂之	317,522	8,160	21	96.20		可決
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	254,354	70,429	921	77.06	（注）1	可決

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3．賛成率は、出席株主の議決権の数（330,073個）に対し、賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以 上